

佐野市公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市広告掲載要綱（平成18年佐野市告示第222号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が作成する佐野市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び種類)

第2条 ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

(広告掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページ及びくらし・行政ページで市が指定した位置とする。

(掲載規格及び内容)

第4条 掲載規格は、1枠につき縦60ピクセル×横210ピクセル、100Kバイト以内及びGIF形式又はJPEG形式とする。

2 広告のデザイン、内容等は、ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(掲載募集枠等)

第5条 広告掲載の枠数は、その都度、掲載するページのデザイン等を考慮し、市が決定する。

(掲載料)

第6条 広告掲載料の額は、別表のとおりとする。

(掲載期間及び掲載時間)

第7条 広告掲載の期間は、1月を単位とし、連続する掲載期間は、12月とする。
ただし、年度を超えて継続して掲載することはできない。

2 広告掲載の時間は、掲載期間の初日の午前9時から最終日の午後5時までとする。

(提出書類)

第8条 要綱第6条に規定する必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 広告図案
- (2) 市町村税の納税証明書

(3) 法人にあつては、商業の登記事項証明書

(免責事項)

第9条 広告主は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告料の返還、損害の補償等を市に請求しないこととする。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等を行うとき。
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバー・コンピューターへの不正アクセス並びに通信回線等の事故及び障害が発生したとき。

2 広告掲載の期間内に前項の事由でホームページを公開できない時間が生じたときは、その停止時間に応じ次のとおり掲載期間を延長する。

- (1) 3時間以上24時間以内 1日
- (2) 24時間以上 停止日数+1日

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

| 期間 | 金額 |
|-----|----------|
| 1月 | 16,500円 |
| 12月 | 181,500円 |

備考

- 1 期間が12月の掲載料の金額は、一括して前納する場合に限る。
- 2 掲載料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。